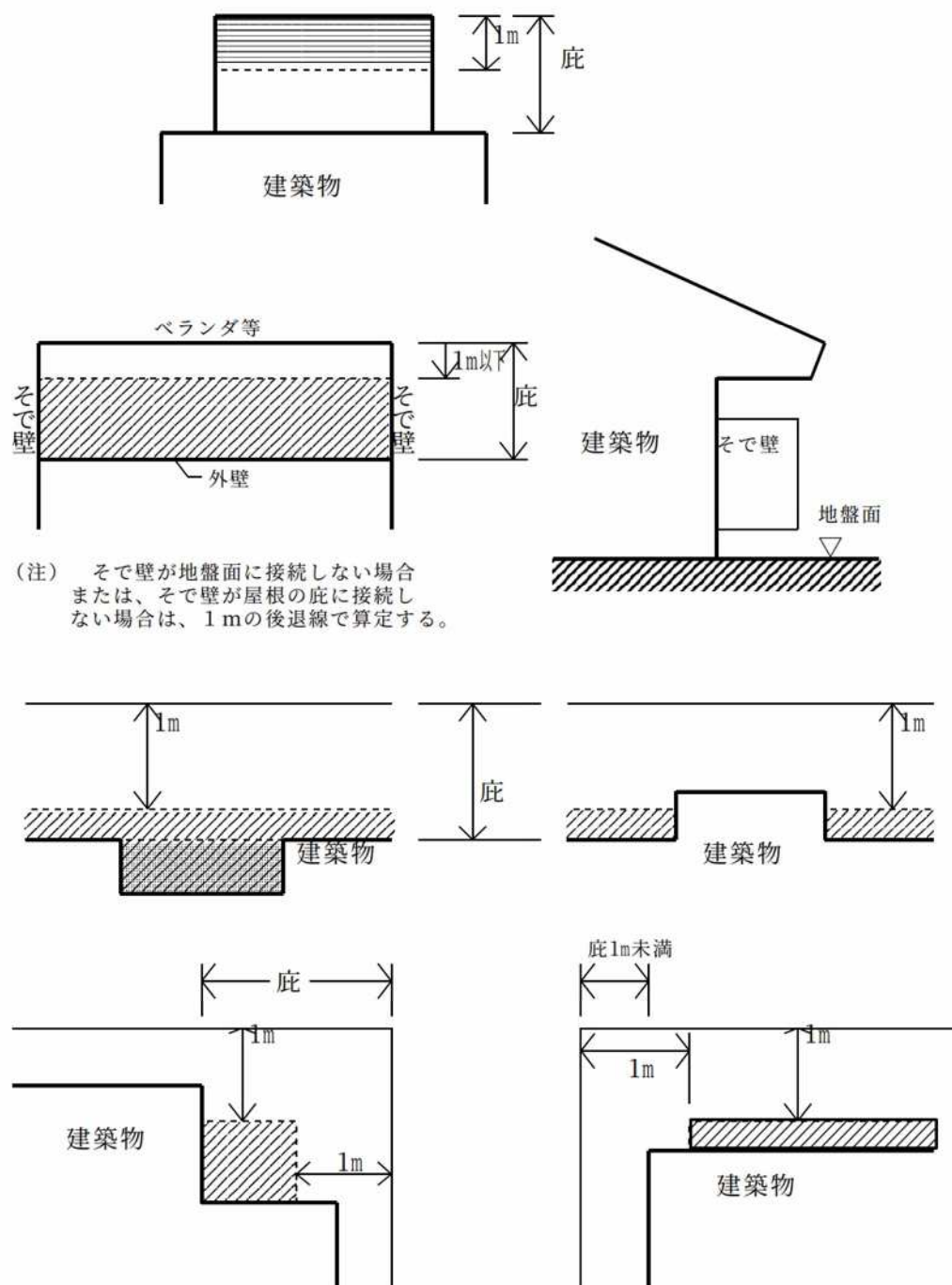
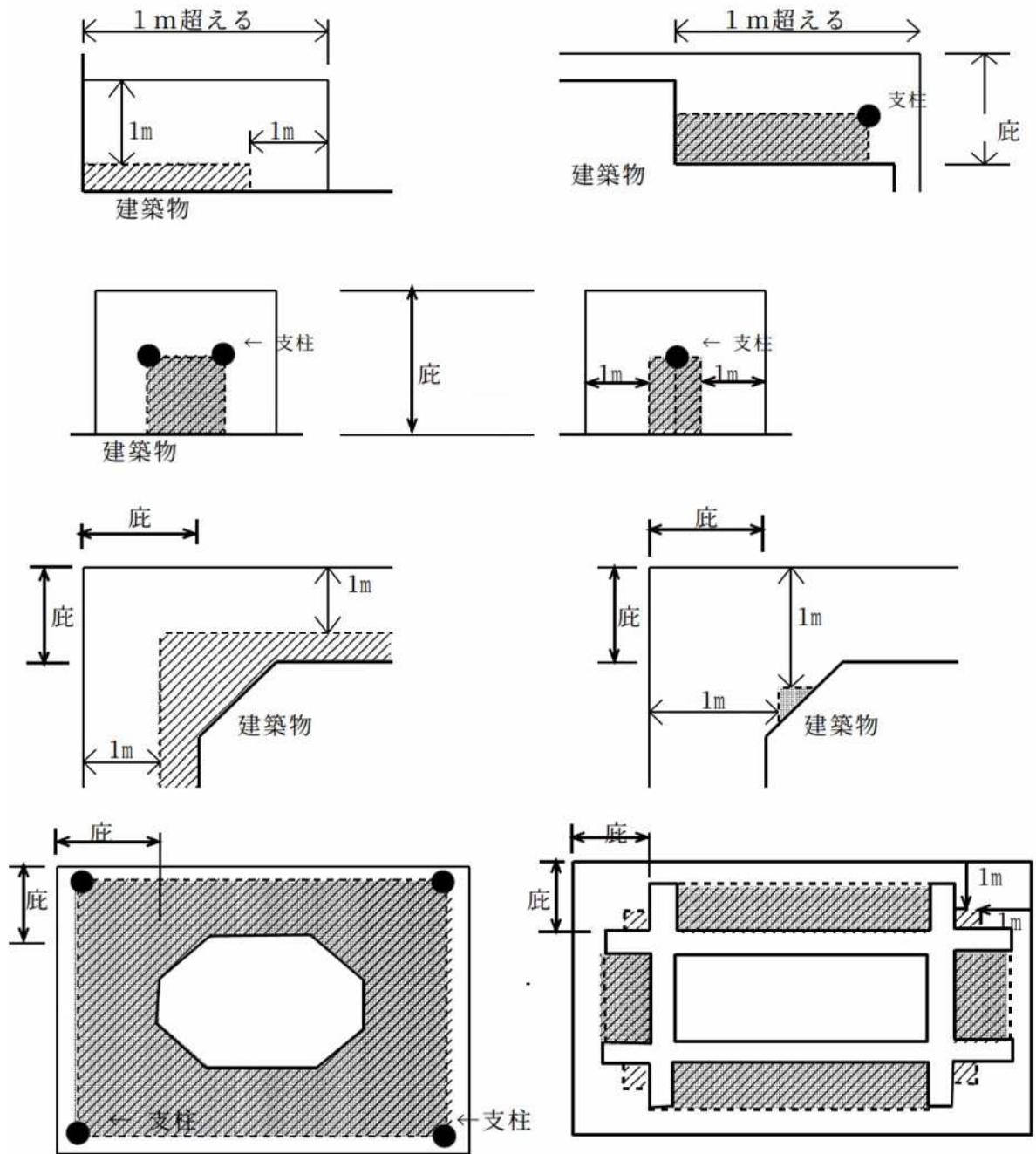


法第 9 2 条 (建築面積)

庇、屋外階段の建築面積の算定

1. 庇の建築面積の算定において、外壁又はこれに代わる柱の中心線から水平距離 1 m 以上突き出た場合の、その端から水平距離 1 m 後退した線の取扱いは、次による。





(注) そで壁が地盤面に接続しない場合
または、そで壁が屋根の庇に接続し
ない場合は、1mの後退線で算定する。

- 凡例
-  庇の出が1mを超える場合の建築面積算入部分
 -  庇の出が1m以下の場合の建築面積算入部分
 -  建築物の外壁のそで壁
 -  支柱

2. 屋外階段の建築面積の算定において、蹴込みがあり、かつ、屋根を有しないものの取扱いは、次による。

(凡例)  : 建築面積算定部分

